

国立ハンセン病療養所の 充実・強化を求める改善署名

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

要求趣旨

国立ハンセン病療養所(以下、療養所)は、かつては国の誤ったハンセン病隔離政策に基づき設立された施設でした。しかし、現在は強制隔離を定めた「らい予防法」廃止等をはじめとした長年にわたる改善のたたかいによって、故郷を奪われ、社会からも隔絶された入所者にとっての終生の生活の場となっています。だからこそ、療養所は、入所者の最後のひとりになるまで存続させなければなりません。同時に、強制隔離していなければ家族と共に生活できていたことを重く受けとめ、社会の中で生活するのと遜色のない水準で生活し、療養を受けられるよう最大限務めることが国・厚生労働省の責務です。

現在のハンセン病療養所においては、入所者の高齢化がすすみ、機能低下や障害の進行は深刻な状況となっています。しかし、医師・看護師・介護員をはじめとした欠員補充が遅々として進まず、かつ一定の増員はあるものの、連年にわたる定員削減計画によって実質的に職員は減らされ、人員不足が顕著となっています。そのため、医療施設としての機能が果たせず、入所者の医療・療養のニーズにも応えられず、いのちを脅かす状況ともなっています。同時に、定員削減・アウトソーシング方針によって、賃金・期間業務職員という不安定な雇用のまま、日々入所者サービス向上のために働いている職員の早期の全員定員化が求められています。

入所者も生活が穏やかに保たれ、安心して医療が受けられることを望んでいます。そのためにも、医療・福祉の充実・強化は不可欠であり、入所者に寄り添い、いのちと健康を守っている職員が将来に展望をもって働くためにも、全ての療養所の具体的な将来構想を確立することが喫緊の課題であり、国・厚生労働省の責任であると考えます。

貴職においてハンセン病問題の解決に一層ご奮闘していただくとともに、療養所のさらなる充実・強化を求め、以下のとおり要求するものです。

要求項目

- 1 偏見・差別の解消に向けてあらゆる対策を講ずること。
- 2 入所者ニーズに寄り添った医療・福祉の充実・改善をはかること。
- 3 ハンセン病療養所の特殊・困難性からも、第15次定員削減計画から除外すること。
- 4 ただちに賃金・期間業務職員を全員定員化すること。
- 5 国・厚生労働省が責任を持ち、ハンセン病療養所の医療・福祉を守るためにも、一刻も早く将来構想を確立すること。

氏 名	住 所
	住所は都道府県から所番地まで省略せず、正確に記入をお願いします。「〃」「同上」などは使用不可となります。
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

署名用紙に記入された氏名・住所は、署名提出以外に使用することはありません。

ハンセン病を正しく理解し、 入所者の医療・福祉ニーズに 充分に応えられる

国立
ハンセン病
療養所
(13カ所)

国立ハンセン病療養所の 改善を求めます

ハンセン病はどんな病気？

「らい菌」という細菌に感染することで起こる慢性の感染症です。感染力は弱く、現代の日本の衛生状態や医療状況、生活環境では、感染することは極めてまれであり、適切な治療で治癒します。現在は、「らい菌」を発見したノルウェーの医師ハンセン氏の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれています。

松丘保養園(青森県)

東北新生園(宮城県)

栗生楽泉園(群馬県)

駿河療養所(静岡県)

長島愛生園
(岡山県)

邑久光明園(岡山県)

多磨全生園(東京都)

大島青松園(香川県)

菊池恵楓園(熊本県)

奄美和光園
(鹿児島県)

星塚敬愛園(鹿児島県)

沖縄愛楽園
(沖縄県)

宮古南静園
(沖縄県)

誤った政策による 偏見・差別の助長

ハンセン病は昔から「不治の病」として考えられ、日本では1907(明治40)年、『ライ予防に関する件』が制定されてから1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止されるまでの約90年にもわたり、ハンセン病患者の強制収容(隔離政策)などが続きました。国は隔離政策をすすめるため、国民に「恐ろしい伝染病だ」と危険性を過度に強調して恐怖心をあおりました。各都道府県においても、感染者の収容を目的に「無らい県運動」が広がり、ハンセン病であることが分かると、感染者の自宅が真っ白になるほど消毒剤がまかれ、残された家族は退居、離婚、失業、一家離散、自死・心中に追い込まれるなど、感染者と家族への偏見と差別が助長されました。多くの国民に植え付けられた偏見・差別は、治療が確立した今日においても、入所者・家族を苦しめています。

コロナ禍での感染者や医療従事者に対する偏見・差別などがあつたことを重く受け止め、今一度、ハンセン病を正しく理解し、あらゆる偏見・差別をなくすことが求められています。(※ハンセン病についてもっと知りたい方は、厚生労働省、法務省、文部科学省、各都道府県等のホームページをご覧ください)

今後の国立ハンセン病療養所に 求められる課題

国立ハンセン病療養所13園の入所者数は810人、平均年齢は87.9歳(23年5月現在)と高齢化が着実に進み、医療・看護・介護度が年々増えています。その一方、入所者を支える職員は国家公務員のため、国・政府がすすめる正規職員の削減が続いています。そのため、非正規職員(賃金職員・期間業職員)を採用し、入所者の対応を行っていますが、正規職員と全く同じ業務をしているにもかかわらず、雇用の継承をはじめ不安定な身分、低賃金・処遇にあり、それらの改善が求められています。また、厚生労働省は「将来的に入所者がいなくなれば療養所の存続はあり得ない」との姿勢にあり、将来展望が見込めないことで、人材確保に深刻な影響を及ぼしています。国が約束する「社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保」「医療施設としての運営」を守る、入所者ニーズに寄り添った医療・福祉が実現できる人員体制とするためには、各療養所がもつ医療・福祉機能を活用した早期の将来構想の確立が必要です。



全日本国立医療労働組合(全医労)